

厚真町津波防災地域づくり推進計画【第2版】[概要版]

令和7年3月

計画策定の目的

東日本大震災を受けて、国は「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)」を制定しました。法律に基づき、本町では、ハード対策とソフト対策が一体となった対策に取り組み、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心なまちを創り上げることを目的として本計画を策定しました。

推進計画の区域

津波防災地域づくりは、津波浸水想定区域外も含めて進める必要があることから、本町における推進計画域は「厚真町全域」を対象とします。

本町で予測される地震・津波及び被害想定

【津波浸水想定】(北海道、令和3年7月)
 ・最大津波高:9.2m
 ・第1波到達時間:44分(日本海溝モデル)

【日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定】(北海道、令和4年7月)
 ・最大震度:5強(日本海溝モデル)、6弱(千島海溝モデル)
 ・建物被害:30棟(液状化)、180棟(津波)

・人的被害:30人(津波・早期避難率低(用事後避難,切迫避難,避難しない場合))
 20人(津波・早期避難率高(地震後直ちに避難した場合))
 ・避難者数:340人(直後)、40人(津波による避難者)
 ※建物被害、人的被害、避難者数…千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合

津波防災地域づくり推進の基本的な方針

取組状況

各期の取組状況を示します。

地震・津波による犠牲者ゼロをめざし、住民・事業者・来訪者など、あらゆる人が安全に避難できる地域づくり

ハード対策

- 【第1期】○避難困難地域解消のための津波避難施設整備
- 【第2期】○避難路の整備 ○津波避難誘導看板の整備
- 津波避難に係る情報伝達手段の整備
- 高規格道路(日高自動車道)避難ポイントの追加整備

推進計画実現に向けた今後の進め方

取組みの進捗管理と今後さらに検討が必要な事項

津波避難施設の整備により避難困難地域は一部縮小の見込みです。一方で、現在予定している事業・事務のみでは解消困難な津波避難に係る課題が残ります。継続して事業・事務の拡充に努め、各期に係る次の取組みの進捗の管理や検討を継続します。

期	検討事項
第1期	・津波避難施設整備の進捗管理 ・津波避難施設の管理方法及び使用ルールの検討と共有 ・避難の支障となる要因の解消に向けた取組
第2期	・避難路及び津波避難誘導看板の整備 ・津波避難に係る情報伝達手段の検討 ・高規格道路避難ポイントの追加 ・地区における避難マニュアル等の作成 ・災害時訓練、防災訓練の啓発 ・浜厚真野原公園における避難施設の検討
第3期	・厚真川右岸地区における避難施設の検討 ・津波浸水想定区域内からの移転の検討

推進体制

厚真町津波防災地域づくり推進協議会を中心として、町、国・道、地域住民等が協働で本計画を推進する体制の構築をめざします。

地震や津波に備えて町民の皆様をお願いしたいこと

地域の自治会・自主防災組織等との協力

○地域の自治会・自主防災組織との協力

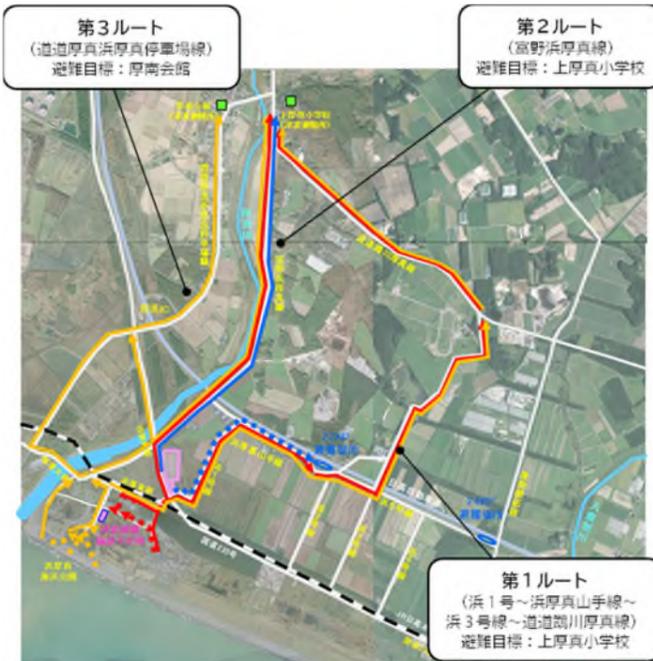
地域には、避難に配慮の必要な方(要配慮者)が暮らしています。地震や津波が発生した場合、地域で声を掛け合い、避難を行うことが重要です。地域の皆さんで話し合いましょう。



【地域の検討イメージ】



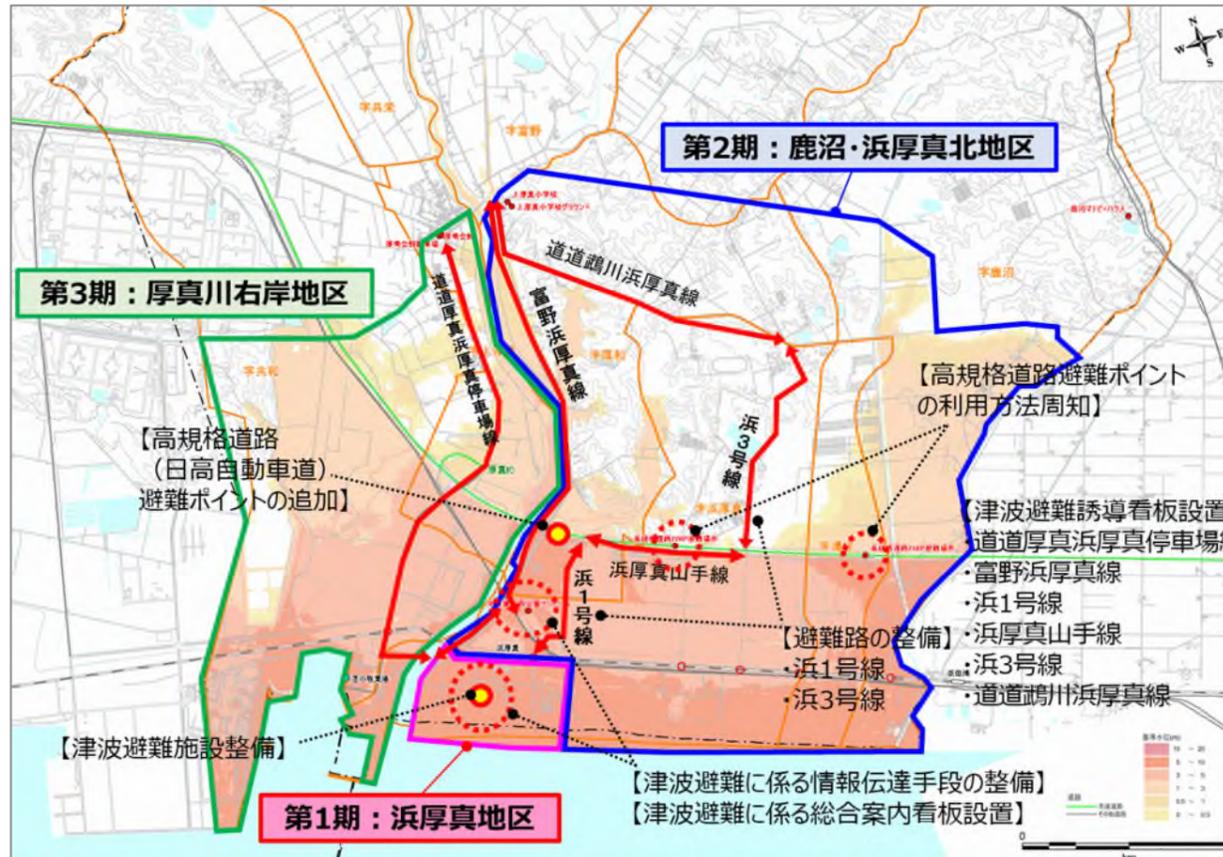
【津波避難施設整備(イメージ図)】



【避難路のルートのイメージ】



【避難誘導看板のイメージ】



ソフト対策

- 高規格道路避難ポイントの利用方法周知
- 避難ルールの検討と共有
- 浜厚真地区津波避難施設の管理方法及び使用ルールの検討と共有
- 学校・園の防災訓練(啓発)
- 自主防災組織「助け合いチーム」のSNS訓練、災害時訓練の紹介

津波防災地域づくり推進のための事業・事務(対策)

今後、町、道、国が行う津波防災地域づくりのための48の事業・事務を整理しました。3期に区分して着手可能な対策から実施します。